

# 住居確保給付金のご案内

## ○住居確保給付金の種類

### 【家賃補助】

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方に家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

家賃補助について⇒p.2～を御覧ください。

### 【転居費用補助】

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

転居費用補助について⇒p.12～を御覧ください。

最新の情報は秦野市ホームページで御確認ください。

秦野市 住居確保給付金

検索

## お問い合わせ先

### 【相談・申請受付について】

はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)

所在地 秦野市緑町 16-3 秦野市保健福祉センター内

電話 0463-83-2751

### 【給付金制度について】

秦野市生活援護課

所在地 秦野市桜町一丁目 3 番2号

電話 0463-82-7393

## 住居確保給付金（家賃補助）のご案内

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方  
又は住居を喪失するおそれのある方に家賃相当分の給付金を支給することにより、  
住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

1	支給額・支給期間・支給方法	3
2	住居確保給付金(家賃補助)を受給するための要件	4
3	収入基準額について	6
4	住居確保給付金(家賃補助)受給期間中の求職活動	7
	Ⓐ 常用就職を目指した求職活動	8
	Ⓑ 自立に向けた活動	9
5	手続きの流れ	10
6	支給の中止について	11
7	住居確保給付金(家賃補助)の適正な受給のため	11

### 【注意事項】

- 申請から振込まで、1～2か月程度お時間をいただきます。
- 滞納分の家賃は、給付の対象にはなりません。
- 申請日の属する月に支払う家賃相当分から対象となります。  
※住居を喪失された方は、入居に際して初期費用として支払いをする分の家賃の翌月以降分の家賃から対象となります。
- 管理費・共益費は支給対象外となります。また、給付される家賃額には、上限があります。
- 原則として、給付金は、秦野市から不動産仲介業者等の口座へ直接振込みます。  
※自己負担分は、直接不動産仲介業者等にお支払いください。

## 1

## 支給額・支給期間・支給方法

### 支給額

1か月ごとに家賃額（生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限）を支給します。  
※管理費・共益費・駐車場代等は含まれません。

世帯人数	支給上限額
1人	41,000円
2人	49,000円
3～5人	53,000円
6人	57,000円
7人以上	64,000円

※世帯の収入額の状況によって、一部支給になる場合があります。

### 支給期間

#### 原則3か月

就職活動を誠実かつ熱心に実施している方であって、なお、支給要件に該当している場合には、3か月ごとに2回の延長が可能です。

### 支給方法

#### **原則として、秦野市が、住宅の貸主等の口座に直接振り込みます。**

※支給額以外の自己負担分は、直接貸主等にお支払いください。

※申請日の属する月に支払う家賃相当分からとなります。

（住居を喪失された方は、入居に際して初期費用として支払いをする分の家賃の翌月以降分の家賃から対象となります。）

## 2

## 住居確保給付金(家賃補助)を受給するための要件

秦野市に居住もしくは居住する予定であり、申請時に次の①～⑪のすべてに該当する方が対象になります。

① 基本要件

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している者又は住居喪失のおそれのある者であること。

② 離職期間要件

離職又は廃業の方

申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。

※ただし、当該期間に疾病、負傷、育児等のやむを得ないと認められた事情により引き続き30日以上の求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年以内であること。

やむを得ない休業等による収入減少の方

就業している個人の給与・その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

③ 生計維持要件

離職又は廃業の方

離職等の日において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること。

やむを得ない休業等による収入減少の方

申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

④ 収入要件 収入要件の確認は6ページを参照

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（「同一の世帯に属する者」＝同一の世帯に居住し、生計を一にする者）の収入の合計が、収入基準額以下である。（収入基準額は6ページ）

- ・給与収入の方：総支給額から交通費支給額を除いた金額
- ・自営業の方：事業収入（経費を差引いた控除額）
- ・その他定期的に支給される雇用保険の失業給付、公的年金、親族からの継続的な仕送りは収入に含みます。

# 住居確保給付金（家賃補助）のご案内

## □ ⑤ 資産要件

申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計が、次の金融資産上限額以下である。

世帯人数	1人	2人	3人以上
金融資産上限	504,000円	780,000円	1,000,000円

- ・金融資産とは、預貯金、現金、外貨、債券、株式、投資信託等をさします。
- ・生命保険、個人年金保険等は含みません。
- ・負債がある場合でも、金融資産と相殺はしません。
- ・世帯全員分の金融資産がわかるものを御提出お願いします。

## □ ⑥ 求職活動等要件 [求職活動等要件の確認は7ページを参照](#)

### 離職又は廃業の方

ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行うこと。

### やむを得ない休業等による収入減少の方

ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行うこと。

- ※ただし、自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると見込まれるものと秦野市が認める場合は、最大6か月間に限り自立に向けた活動を求職活動に代えることができます。

## □ ⑦ 自治体等が実施する求職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属するものが受けていないこと。

## □ ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

## □ ⑨ 現在、生活保護を利用してないこと。

## □ ⑩ 過去に住居確保給付金(家賃補助)を受給していないこと。

- ※ただし、支給終了後に、新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)その他事業主の都合による離職、廃業(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している(常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増大した後に上記に該当したものに限る)場合には、再度申請が可能です。

## □ ⑪ ①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金(家賃補助)申請時確認書(様式2)】の内容について誓約及び同意すること。

# 住居確保給付金（家賃補助）のご案内

3

## 収入基準額について

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の「収入基準額」を超えないこと。

- ・「④収入上限額」を超える場合は支給対象外となります。
- ・収入額が「②基準額」以上の場合は、家賃額の一部が支給となります。
- ・収入とは、給与収入、事業収入（自営業など）、公的給付（失業給付や年金など）、その他恒常的な収入（仕送りなど）など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】=総支給額（社会保険料天引き前）－交通費支給額

【自営業等の事業収入】=総収入金額－（事業収入を得るための）必要経費（＊確定申告に準ずる）

世帯員数	① 収入基準額	④ 収入上限額
	② 基準額 + 申請者家賃（③家賃上限額）	
1人	84,000円+申請者家賃（上限41,000円）	125,000円
2人	130,000円+申請者家賃（上限49,000円）	179,000円
3人	172,000円+申請者家賃（上限53,000円）	225,000円
4人	214,000円+申請者家賃（上限53,000円）	267,000円
5人	255,000円+申請者家賃（上限53,000円）	308,000円
6人	297,000円+申請者家賃（上限57,000円）	354,000円
7人	334,000円+申請者家賃（上限64,000円）	398,000円
8人	370,000円+申請者家賃（上限64,000円）	434,000円
9人	407,000円+申請者家賃（上限64,000円）	471,000円
10人	443,000円+申請者家賃（上限64,000円）	507,000円

### ① 収入要件の確認について

③家賃上限（上記の表から転記）

A 円

申請者家賃額（※）

B 円

※ 家賃額には共済費・管理費・駐車場代等は含まれません。

C 円

D 円

E 円

F 円

AとBを比べて小さい方

②基準額（上記の表から転記）

あなたの基準額

あなたの世帯の申請月の収入

※一部支給になることがあります。（詳細な金額は、はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』又は生活援護課にお問い合わせください。）

6

EとFを比較

Eの方が大きい場合

対象

Fの方が大きい場合

対象外

## 4

### 住居確保給付金(家賃補助)受給中の求職活動要件について

住居確保給付金(家賃補助)を受給するためには、状況に応じて求職活動を行う必要があります。必要な求職活動をご確認ください。

申請理由はどちらですか？

① 離職・廃業

② やむを得ない休業等による収入減少

どちらに該当しますか？

③被雇用者等でシフト等が減少した方  
※自営業者であっても実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている方も含みます。

④ ③以外の自営業者

経営相談を受け、事業を立て直す意思がありますか  
※「経営相談を検討されている方へ」の内容の確認及び同意が必要です。

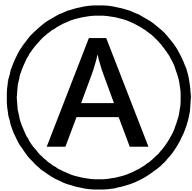
いいえ

はい

**A**  
常用就職を目指した求職活動  
(ハローワーク等への求職申込、職業相談等)

**B**  
自立に向けた活動  
(経営相談先への経営改善相談等)  
※再延長の場合には、Aの求職活動に切り替えて活動していただきます。

ⒶⒷそれぞれの活動の詳細は次のページを御確認ください。



## 常用就職を目指した求職活動

### ハローワーク等への求職申込み

### 月2回以上、ハローワーク等での職業相談等を受ける

ハローワーク等の職業相談を行い、「職業相談確認票(参考様式6)」担当者から相談日、担当者名、支援内容、職業安定所確認印等を記入してもらつてください。

### 原則週1回以上の企業等への応募・面接の実施

御自分で求人先への応募を行い、求人先の面接を受けて「常用就職活動状況報告書(参考様式7)」に状況を記入してください。

### 月4回以上、はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)との面談等の支援を受ける。

はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)の自立相談支援員等と面接等を行い、「職業相談確認票(参考様式6)及び「常用就職活動状況報告書(参考様式7)」を提出し、求職活動の報告をしてください。

### プランに沿った活動(家計相談など)

はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)との面接の際には、次の書類をお持ちください。

- 職業相談確認票(参考様式6)
- 常用就職活動状況報告書(参考様式7)
- 求職活動状況がわかる資料(求人票など)
- 給与その他業務上の収入額を確認することができる書類

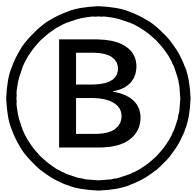
※申請理由が「やむを得ない休業等による収入減少」の方のみ

### ① 支給決定後に常用就職した場合

住居確保給付金(家賃補助)支給決定後に常用就職した場合には、常用就職届(様式9)及び収入の見込みが確認できる書類を御提出ください。

また、常用就職届(様式9)を提出後は、給与明細書のコピーなどの収入額を確認することができる書類を毎月(※給与日以降速やかに)御提出ください(御提出がない場合には、支給が中止になる可能性があります。)

?  
常用就職とは、「期間の定めのない労働契約又は機関の定めが6月以上の労働契約」を指します。雇用形態(正社員、パート等)は問いません。



## 自立に向けた活動

### 経営相談先への相談申込み

#### 原則月1回以上、経営相談先で面談等の支援を受ける。

経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動計画(参考様式10)」を御自身で作成してください。  
また、「自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」に、相談日、担当者名、支援内容等について記入してください。

#### 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組みを行う。

「自立に向けた活動計画(参考様式10)」の作成後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。

#### 月4回以上、はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)との面接等の支援を受ける。

はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)の自立相談支援員等と面接等を行い、「自立に向けた活動計画(参考様式10)及び「自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」を提出してください。

また、毎月、収入額を確認できる書類を提出してください。

#### プランに沿った活動(家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)との面談の際には、次の書類をお持ちください。

- 自立に向けた活動計画(参考様式10)
- 自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)
- 自立に向けた活動状況が分かる資料(ある場合)
- 月の収入額を確認できる書類

※自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると見込まれるものと都道府県等が認める場合は、最大6か月に限り自立に向けた活動が可能です。

ただし、6か月以降もなお事業再生できず再延長になった場合には、「Ⓐ常用就職を目指した求職活動」に切り替えていただきます。

## 5

### 手続きの流れ(申請～決定・振込までにおおよそ1～2か月程度お時間をいただきます。)

#### ① 受給要件を確認

相談される前に、事前にお電話で必要書類等を御確認いただくとスムーズです。

#### ② はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』 (秦野市社会福祉協議会)へご相談

※新規に住宅を賃借する場合(住宅を喪失している方)は、新たな居住地の自治体等へ御相談ください。

#### ③ 申請・不動産仲介業者等との調整

※不動産仲介業者等に作成していただく書類などがありますので、御自身で不動産仲介業者等への調整をお願いします。

また、支給決定された場合でも振込みまでに1～2か月程度時間がかかることもありますので、あわせて御相談をお願いします。

#### ④ 市生活援護課で審査し、決定内容について本人へ通知

※支給決定された場合のみ、不動産仲介業者・不動産管理会社等へも通知を発送します。

-----以下は支給決定された場合の流れ-----

#### ⑤ 物件を賃借している不動産仲介業者・不動産管理会社等に、 住居確保給付金(家賃補助)支給決定された旨を本人から報告 ※家賃振込み日の確認、管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担額等については自ら別に支払う旨を説明・調整してください。

#### ⑥ 不動産仲介業者・不動産管理会社等の指定の口座へ住居確保給付金(家賃補助)支給決定額が市から直接振込まれる。

※所得の状況によっては、住居確保給付金(家賃補助)支給対象額の差額分(一部支給)のみ貸主等の口座に直接振込みます。自己負担額分(管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担分等)は、直接御本人から不動産仲介業者等にお支払いください。

#### ⑦ 求職活動等を実施し、活動状況や生活状況を月4回程度、面談等によりはだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)へ報告(求職活動についてはP7参照)

※なお、住居確保給付金(家賃補助)以外での生活にお困りのことがあれば隨時御相談ください。

申請から振込みまで  
1～2か月

## 6 支給の中止

次のような場合には支給を中止することがあります。

- (1) 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合。

※原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。

- (2) 受給中に常用就職（申請前後の常用就職等によるものも含む）等の理由で、収入基準額を超えた収入があった場合。

※原則としてその収入が得られた月から支給を中止します。

- (3) 住宅を退去した場合（家主から要請及びはだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』（秦野市社会福祉協議会）の指示による場合を除く）

- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。

- (5) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合。

- (6) 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合。

- (7) 生活保護費を受給した場合。

- (8) 受給者本人からの申請により住居確保給付金（家賃補助）を中断し、中断決定から2年を経過した場合。

- (9) 住居確保給付金（家賃補助）の中断期間中に受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合

- (10) 住居確保給付金（家賃補助）受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合。

※住居確保給付金（家賃補助）の支給を中止する場合には、

「住居確保給付金（家賃補助）支給中止通知書」によりお知らせします。

## 7 住居確保給付金（家賃補助）の適正な受給のため

- 就職等により新たな収入が見込まれる場合は、必ずはだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』（秦野市社会福祉協議会）に届出をしてください。届出の遅延による過払い分は返還していただく場合があります。
- 虚偽の申請や届け出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額又は一部について返還していただきます。
- 本給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる給付の振込みを中止します。

## 住居確保給付金（転居費用補助）の御案内

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

### 支援から支給の流れの概要

転居費用補助の支給を申請する場合には、家計改善支援事業による支援の結果として、転居が必要であり、その費用の捻出が困難と認められることが要件の1つとなっているため、まずは、家計改善支援の実施が必要となります。

※実際にかかる期間については、個々の状況に応じて異なります。

#### STEP1

目安(※):3か月程度

相談

申込み

プラン作成

家計改善支援

要転居証明書交付

#### STEP2

目安(※):審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程

転居費用申請

審査

決定

初期費用の支給

転居

家財道具の運搬費用等の支給

#### STEP3

実際の支出額の確認

変更申請

審査

決定

追加支給

転居後7日以内

支給上限額以内かつ実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合のみ

☞ 詳細については次ページ以降で御確認ください

1 家計改善支援事業とは…13

2 対象経費・支給上限額・支給方法…13

3 支給要件…14

4 手続きの流れ…16

5 適正な受給のため…18

① 最新の情報は秦野市ホームページでご確認ください。

秦野市 住居確保給付金

検索

1

## 家計改善支援事業とは

### □ 家計の悩みにアドバイスします！

生活費のやりくりがうまくいかない方に、収支のバランスや借金の状況などを整理し、みずから家計を管理できるようにアドバイスします。

生活困窮者自立支援制度のメニューの1つであるため、自立相談支援事業の申込みが必要になります。

秦野市 生活困窮

検索

具体的な流れは16ページを参照

2

## 転居費用補助の対象経費・支給上限額・支給方法

### (1) 対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料)	・敷金
・転居先への家財の運搬費用	・契約時に払う家賃(前家賃)
・ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む)	・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の 購入費
・鍵交換費用	

### (2) 支給上限

転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準額に基づく3倍(これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額)が上限となります。

#### ■ 秦野市の場合

世帯人数	住宅扶助基準額	住宅扶助基準×3
単身	41,000 円	123,000 円
2人	49,000 円	147,000 円
3~5人	53,000 円	159,000 円
6人	57,000 円	171,000 円

### (3) 支給方法

原則として、秦野市が不動産仲介業者等の口座に直接振込みます。

※支給対象とならない経費等は、直接不動産仲介業者等にお支払いください。

## 3

## 支給要件

支給時に次の①～⑪のすべてに該当する方が対象になります。

<input type="checkbox"/>	①基本要件	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額(以下、「世帯収入額」という。)が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。								
<input type="checkbox"/>	②収入減少期間要件	<u>申請日の属する月において、収入減少した月から2年以内であること。</u>								
<input type="checkbox"/>	③生計維持要件	<u>申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。</u>								
<input type="checkbox"/>	④収入要件 【p.15 参照】	<u>申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額(※)を合算した額(収入基準額)以下であること。</u> ※申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。								
<input type="checkbox"/>	⑤資産要件	<u>申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の表の金融資産上限以下である。</u> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>世帯人数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>金融資産上限額</td> <td>504,000円</td> <td>780,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </table> <small>※金融資産上限：基準額に6を乗じた額(その額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。)</small>	世帯人数	1人	2人	3人以上	金融資産上限額	504,000円	780,000円	1,000,000円
世帯人数	1人	2人	3人以上							
金融資産上限額	504,000円	780,000円	1,000,000円							
<input type="checkbox"/>	⑥家計改善に関する要件	家計に関する相談支援において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる(持家からの転居を含む。)が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること。								
<input type="checkbox"/>	⑦類似給付に関する調整規定	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。								
<input type="checkbox"/>	⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。									
<input type="checkbox"/>	⑨現在、生活保護を利用していないこと。									
<input type="checkbox"/>	⑩過去に住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けていないこと。もしくは、過去に住居確保給付金の転居費用の補助の支給を受けたが、受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年経過していること。									
<input type="checkbox"/>	⑪①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書(転居費用補助)(様式21)】の内容について誓約及び同意すること。									

## 収入基準額について

申請日の属する月における、世帯収入額が、次の「収入基準額」を超えないこと。

・収入とは、給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(失業給付や年金など)、その他恒常的な収入(仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】=総支給額(社会保険料天引き前) - 交通費支給額

【自営業等の事業収入】=総収入金額 - (事業収入を得るための)必要経費(\*確定申告に準ずる)

世帯員数	① 収入基準額	④ 収入上限額
	② 基準額+申請者家賃(③家賃上限額)	
1人	84,000円+申請者家賃(上限41,000円)	125,000円
2人	130,000円+申請者家賃(上限49,000円)	179,000円
3人	172,000円+申請者家賃(上限53,000円)	225,000円
4人	214,000円+申請者家賃(上限53,000円)	267,000円
5人	255,000円+申請者家賃(上限53,000円)	308,000円
6人	297,000円+申請者家賃(上限57,000円)	354,000円
7人	334,000円+申請者家賃(上限64,000円)	398,000円
8人	370,000円+申請者家賃(上限64,000円)	434,000円
9人	407,000円+申請者家賃(上限64,000円)	471,000円
10人	443,000円+申請者家賃(上限64,000円)	507,000円

### ① 収入要件の確認について

(※)

- 家賃額には共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。
- 申請者が持ち家又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額となります。
- ・持家の場合  
固定資産税、火災保険等の当該住居の維持に係る費用など
- ・住居を持たない場合  
ネットカフェ利用料等の寝泊まりする場所の確保に要する費用など

③家賃上限(上記の表から転記)

申請者家賃額(※)

A 円

B 円

AとBを比べて小さい方 ②基準額(上記の表から転記) あなたの基準額

C 円

+ D 円

= E 円

あなたの世帯の申請月の収入

F 円

EとFを比較

Eの方が大きい場合

Fの方が大きい場合  
(または同じ)



## 4

## 手続きの流れ

※実際にかかる期間については、個々の状況に応じて異なります。

### STEP1

目安(※):3か月程度

相談

申込み

プラン作成

家計改善支援

要転居証明書交付

#### ① 相談

家計の見直しなど、まずは困っていることや解決したことをお聞かせください。

#### ② 利用申込み

自立相談支援事業及び家計改善支援事業の利用申込をします。

#### ③ プラン作成・目標設定

家計の見直しや、その他のお困りごとについて一緒に整理をします。  
解決に向けた目標を立てて、具体的に取り組むためのプランを一緒に作ります。

#### ④ 家計改善支援の実施

家計の状況の改善のため、現在の収入や支出の状況を把握し、家計の状況の「見える化」を図り、生活を早期に再生させるための「家計改善支援計画（家計再生プラン）」を策定します。

また、家計収支を改善し、家計管理能力を高めることができるように「初回聞き取りシート（家計計画表）」や「キャッシュフロー表」の作成等を行うとともに、家計の改善のために転居が必要であること及び転居のための費用の捻出が困難であることを確認します。

#### ⑤ 要転居証明書（様式20）の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には、「要転居証明書（様式20）」が交付されます。

STEP2へ

# 住居確保給付金（転居費用補助）のご案内

## STEP2

目安(※):審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程

転居費用申請

審査

決定

初期費用の支給

転居

家財道具の運搬費用等の支給

### ⑥ 住居確保給付金(転居費用補助)の申請

必要な書類を添付し、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(別様式第1号の2(様式1))」をはだの地域福祉総合センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)へ提出し、「住居確保給付金申請時確認書(転居費用補助)(様式21)の誓約事項及び同意事項について確認の上署名します。

### ⑦ 転居先の住所の確認及び不動産仲介業者等との調整

支給申請者は、家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等への申請書の写しを提示し、転居先の住居を探します。

【注意事項】

- ・支給の審査及び決定は、審査に必要な書類(添付資料及び追加確認書類)が一式揃ってからになります。
- ・審査に必要な書類がそろってから支給まで1か月程度の期間を要しますので、初期費用等の支払期限や、入居予定日、賃貸借契約日等について、あらかじめ不動産仲介業者等と調整をお願いします。
- ・確保しようとする住居が、家計改善支援事業を通じて示された家賃額を超える場合には、市生活援護課に連絡してください。

### ⑧ 追加書類をはだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』(秦野市社会福祉協議会)を通じて市役所へ提出

次の追加書類を提出してください。

- 不動産仲介業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書(転居費用補助)(様式22)」
- 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書(家財の運搬費用、原状回復費用等)

### ⑨ 市生活援護課で審査し、決定内容について本人へ通知

-----以下は支給決定された場合の流れ-----

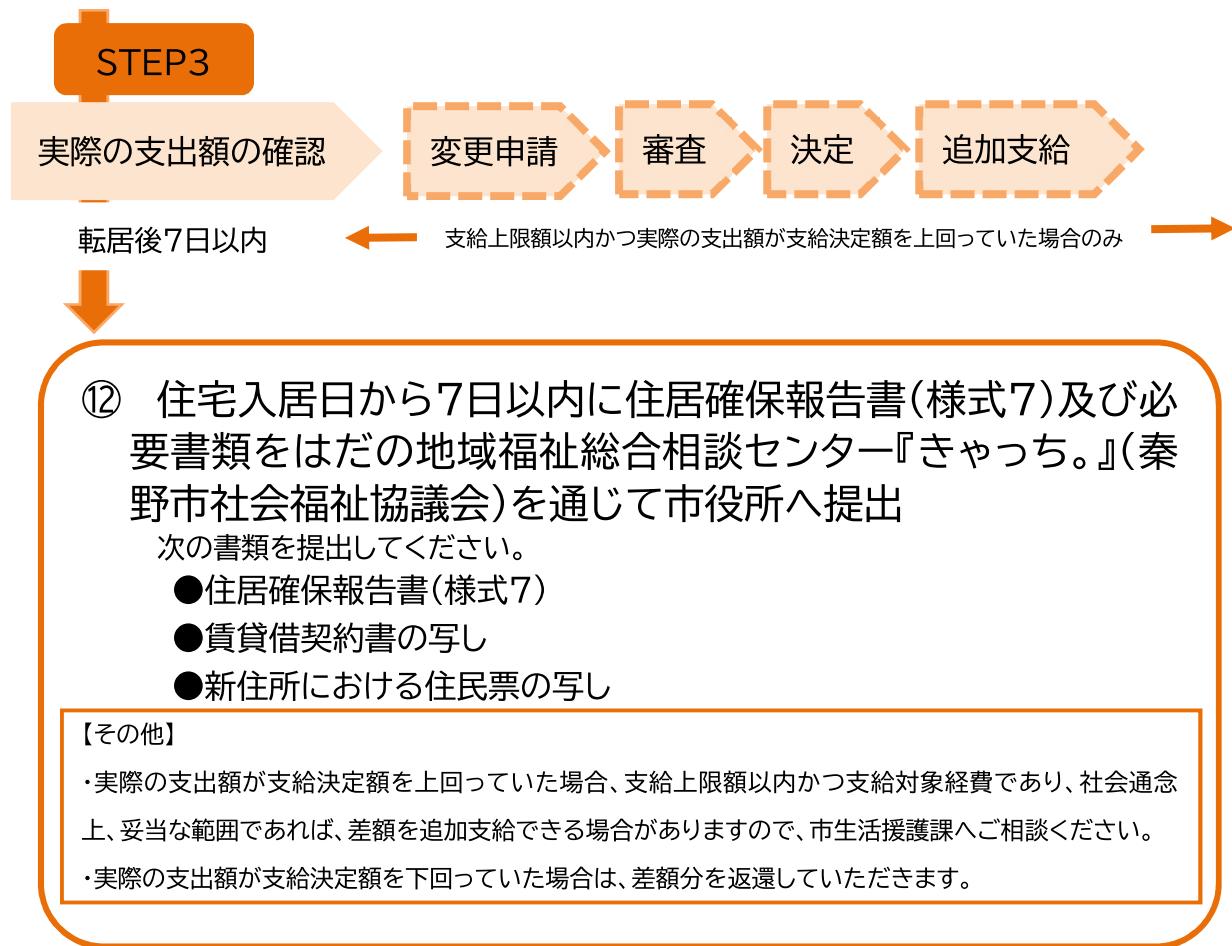
### ⑩ 不動産仲介業者等に住居確保給付金が支給決定された旨を本人から報告。不動産仲介業者等の指定の口座へ市役所から初期費用が振り込まれる。

【注意事項】

- ・転居に要する費用(初期費用、家財の運搬費用等)が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は自己負担になります。
- ・転居に要する費用の実際の支払額が支給決定額を下回った場合には、差額分を返還いただきます。

### ⑪ 転居・家財道具の運搬費用等の支給

家財道具の運搬費用等も、原則業者の指定口座へ市役所から振込まれます。



## 5 適正な受給のため

- ・虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
- ・本給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる給付の振込みを中止します。